

## ゴールドカードセゾンclub M特約

### 第1条(カード名称)

本カードは、株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が発行するものでゴールドカードセゾンclub Mと称します。

### 第2条(カードの発行)

お客様が、本特約及びセゾンカード規約を承認し、当社に本カードのご利用のお申込をされ、当社が本カードのご利用を認めた方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。

### 第3条(カード規約)

(1)本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

(2)本カードについては、セゾンカード規約第5章(ゴールドカードセゾンの特則)の規定の適用はありません。

### 第4条(特約の変更)

本特約が変更され、その変更内容を会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。